

## 労働基準監督官の臨検に対する対応結果について

### 1. 経緯

令和2年2月18日に中央労働基準監督署の労働基準監督官が臨検に訪れ、PMDAの労務管理について指導票が交付され指導内容は以下の通りであった。

- ① 就業月報による労働時間の記録について、一部賃金計算に反映されておらず、相違が存在しているため、適正な労働時間の把握方法を検討すること
- ② 超過勤務申請が15分単位とされているため15分に満たない時間が切り捨てられている可能性があることから、実態調査を行い、未払いがあれば差額を支払うとともに、具体的な再発防止策を講じること

これを受けた対応として、令和2年11月1日に、就業規則等を改正するとともに、人事給与システム（必要な改修を行ったもの）の運用を開始した。さらに、過去の打刻時間と労働時間との差分に関する実態調査を令和2年11月27日から実施し、判明した差額について、令和3年3月10日までに支給した。

### 2. 是正内容

#### (1) 適正な労働時間の把握について

従前のPMDAの就業規則は、出勤及び退勤時にその時刻を記録することとなっていたが、出勤から実際の業務の開始まで、また、業務の終了から退勤までのタイムラグが発生する状態となるため、始業・終業時にその時刻を記録するよう就業規則を改正した。

また、時間外勤務の賃金の計算が運用上15分単位となっていたため、1分単位で記録する出退勤時刻の記録と一致しない状況が生じていた。このため、人事給与システムについて、就業規則等の改正への対応と併せ、超過勤務の賃金計算単位を15分単位から1分単位で管理できるようにする等の改修を行った。

#### (2) 実態調査及び差額分の支払いについて

超過勤務手当の計算の基礎となった労働時間と就業月報に記録された労働時間の差異について、労基署の指導に基づき、平成30年2月から令和2年10月までの2年9ヶ月の期間を対象に、在籍職員及び退職職員合計1,795名に対して実態調査を行い、差分の集計と再計算を行った。

その結果、1,459人に対して105,530千円の差額を令和3年2月26日及び3月10日に支給した。

### 3. 労働基準監督署への報告

労働基準監督官への報告は、差額支給が完了した後の令和3年3月22日に行い、完了した。